

湖西市発注工事における「単品スライド条項」の運用について

最近の鋼材類及び燃料油の急激な高騰に伴い、湖西市発注の建設工事に関して、湖西市建設工事請負契約約款第25条第5号「単品スライド条項」を、次のとおり適用します。

1. 請負代金額変更の考え方

対象資材の価格上昇に伴う増額分のうち、受注者からの請負代金額の変更請求に基づき、対象工事費の1%を超える額を発注者が負担。

2. 対象資材

「鋼材類」「燃料油」に分類される各材料（H型鋼、軽油など）

3. 対象工事

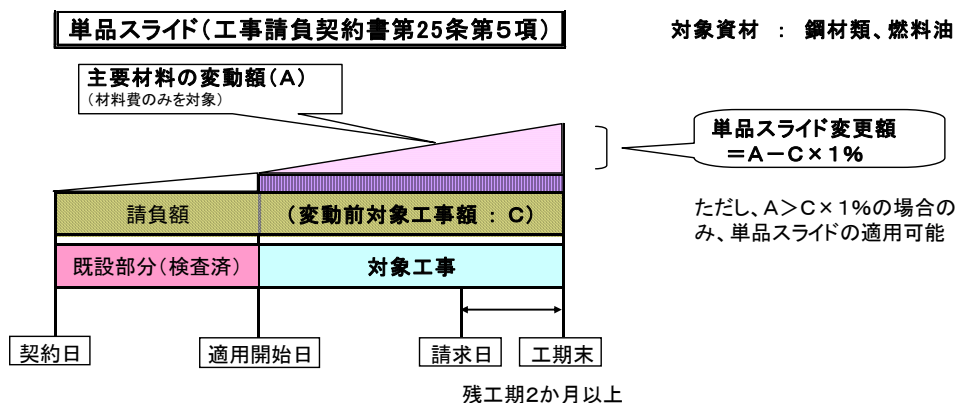
実際の搬入時・購入時における各材料の実勢価格を用いて、材料費を再積算した場合に、請負金額よりも1%以上変動する工事。

但し、部分払いの対象となった出来形部分等については対象外とする。

算出方法：単品スライド変更額 = $A - C \times 1\%$

A：業者が搬入・購入した対象材料に対して実勢単価を用いて算出した変動額

C：変動前対象工事費



4. 適用日

平成20年7月1日